

平成28年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成28年9月26日（月曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
〔第63号議案及び第64号議案〕
- 日程第2 第58号議案から第62号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第65号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 意見書案第3号及び意見書案第4号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 安 達 かずみ |
| 2 番 | 中 尾 勉 |
| 3 番 | 黒 田 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 博 文 |
| 10 番 | 安 達 隆 |
| 11 番 | 松 本 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 河 野 正 春 |
| 16 番 | 山 本 博 文 |
| 17 番 | 菅 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明

主 任 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸山野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
人権・同和対策課長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総務課 人事給与係長	伊 藤 昭 弘
総務課 総務法規防災係長兼秘書係長	
	近 藤 毅

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課長	小 川 匡
教育庁文化財室長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中の

9月26日

継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第63号議案及び第64号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第63号議案及び第64号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2、第58号議案から第62号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長(中尾 勉君) おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る9月16日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第58号議案、「平成28年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分」ですが、歳入予算については、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は、4,864万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、150億1,892万1,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費で、本市の魅力を広く発信するため、民間バス会社と連携し、路線バスやバス停などの魅力アップを図るとともに、SNS等を活用し、シティプロモーションを推進する事業などの経費が計上されています。

審査の中で委員より、「各バス停の標示看板の改修はどういうものを考えているのか、完了予定はいつごろか」や「シティプロモーション業務の内容について」質疑や意見が出されました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(安達 隆君) 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 社会文教委員会の報告をいたします。

去る9月20日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしま

したので、その結果を報告をいたします。

第58号議案、「平成28年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分」ですが、歳出の主なものは、衛生費では、予防接種法施行令の改正により、B型肝炎ワクチンが定期予防接種となったため、その接種を医療機関に委託する経費が計上されています。

教育費では、中体連で優秀な成績を残し、九州大会や全国大会に出場する生徒等に対し、その出場費を補助する経費や、市道入津原中之島線の道路改良工事に伴う試掘調査により確認された遺構の記録保存を行う経費が計上されています。

審査の中で委員より、「予防接種が任意の時にはどのくらいしていたのか」や「全国・九州大会の出場補助費について」などの質疑がありました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案、「豊後高田市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第60号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、「豊後高田市老人憩の家等に関する条例の廃止について」は、地域サロン等として幅広い年齢層に活用されるよう、本条例を廃止するものです。

審査の中で委員より、「条例廃止はまだ早いのではないか」などの質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第61号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第62号議案、「財産の無償譲渡について」は、現在、老人憩の家等として使用している建物等を認可地縁団体に無償譲渡するものです。

審査の中で委員より、「残りの施設についてどのくらい合意が得られそうか」などの質疑がありました。

審査の結果、第62号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

ます。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） 皆さん、おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る9月21日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第58号議案、「平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分」ですが、歳出の主なもの、農林水産業費では、畜産経営における収益性の向上などを図るため、牛舎の規模拡大を行う経営体を支援する経費などが計上されています。

商工費では、真玉温泉の効率的な経営の実現と誘客促進を図るため、経営改善に係るコンサルティングを行う「くにさき六郷温泉活性化事業」が計上されています。

災害復旧費では、梅雨前線豪雨により、被害を受けた道路（3件）及び河川（2件）の災害復旧工事を行う経費が計上されています。

審査の中で委員より、「畜産業者は何業者を想定しているのか」や「スパランド真玉の経営改善支援業務の委託内容について」などの質疑や意見がありました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、「豊後高田市企業立地促進条例の制定について」は、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、本市の経済の発展及び市民生活の向上のため、市内において工場などを新設し、または増設する企業に対し、奨励金を交付するものです。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終

結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は、日本共産党豊後高田市議団を代表いたしまして、第61号議案に反対討論をいたします。

この議案は、市内各所にあります老人憩の家及び軽作業所を廃止をする議案でありますけれども、その廃止の理由として、地域での地域サロン活動など、幅広い年齢層などにも活用してもらおうということでもあります。当然のことなんで、現在におきましても、幅広く活用していると思うんです。

第62号議案で無償譲渡の議案が出ておりますように、この老人憩の家や軽作業所につきましては、地元自治会で協議をしてもらって、地縁団体を立ち上げてもらい、無償譲渡をすることについて、地元の合意ができれば、市がこの施設を地元は無償譲渡するということなんです。

そうしますと、今回4施設については、地元同意ができたということで、62号議案が提案されておりますが、なるべく早い時期に地元と協議を進めて、地元の合意の下で、合意のできたところが、62号議案と同じように、それぞれその施設を廃止すればいいんであって、61号議案は、条例そのものを廃止をするということの矛盾がありますので、これ地方自治法上から見ましても、それならば廃止したら市の公共施設はどうなるかという問題など、民意がありますので、この全て廃止することには反対であります。

今後、地元と協議をし、地元の要望事項をやっぱり真摯に受けとめて、必要な予算も組んで、この施設がこれまで以上に地元の有効活用できるように願い、今後の執行部の早期の解決策を求めて、反対討論を終わります。皆様のご賛同を求めたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

9月26日

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第61号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第61号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第61号議案について起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。

第61号議案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第61号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3、第65号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由の説明に先立ち、議員皆様方におかれましては、このたびの第69回大分県民体育大会における議員ソフトボール競技の優勝、まことにおめでとうございます。

これは、豊後高田市議会が始まって以来の快挙とお聞きいたしております。市民を代表しまして、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第65号議案の平成28年度一般会計補正予算につきましては、825万円の増額で、補正後の予算総額は、150億2,717万1,000円となります。

補正予算の内容につきましては、農業分野参入企業の事業拡大に伴う支援等に要する経費でございます。

支援の対象となります企業は、株式会社モンテローザで、本年2月に本市と進出協定を締結し、市内羽根地区で養鶏事業を営んでおりまして、生産された食肉は「豊後高田どり」の名称で、全国のモンテローザ系列の飲食店舗に供給されております。

7月29日には「豊後高田どり酒場」第1号店が東京にオープンしまして、9月1日には県内でも、大

分駅前に大分総本店がオープンするなど、現在、全国36店舗まで拡大しており、今後もふえていくと伺っております。

本市にとりましては、何よりも「豊後高田」の名前がついた店名や、「豊後高田どり」を使ったメニューにより、全国で豊後高田市のPRができますことは、大変大きな効果になると思っております。

さらに、「豊後高田どり酒場」の店内に本市の観光ポスターも張っていただいております、大変ありがたいと思っております。

今回の補正は、店舗拡大に対応できる年間20万羽の供給体制を至急にとらねばならないということで、県と連携して支援するものでございまして、具体的には、第2農場整備のための空き鶏舎の改修、機械等の導入及び本市のPR資料作成等に要する経費を計上するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第65号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。

ただいま市長から追加議案の説明がありましたが、市民の目線に立って、もう少しちょっと内容を明らかにしていただきたいと思うんです。

予算書では、委託料が75万円、補助金が750万円という金額が提案されてるんですけども、委託料はちょうど補助金の10分の1か100分の1になるんですけどね、委託料のこの75万の中身について、どういう内容なのか。

それから、75万の補助金の内に、県と市で財源を捻出することになってるんですけども、この補助率の基礎になるものは何なのか、明らかにしてもらいたい。

それから、年間20万羽の養鶏をするという、ふやしていくということなんですけれども、今回、施設

を拡大することによって、これまでと比べてみて、地元の方の雇用が何人かふえる状況なのか、企業がもうかることは明らかですけれども、豊後高田市にとっても、こういう形で雇用がふえる、あるいは税金もふえてくる。税金のことはいいんですけれども、働く場所の問題がありますんでね、雇用もふえると思うんですけれども、どういうことが見込まれるのか、明らかにしてもらったと思います。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、大石議員のご質問にお答えします。

今回の補正予算で、鶏舎の補修工事としまして、屋根裏や屋根そのものの工事、それから電気設備工事、換気扇工事などで約980万円、それから発電機、トラクター、ホイールローダーなど、機械導入経費として695万円、合計で1,675万円程度を予定しております。補助対象経費といたしまして、事業費の上限額が、補修工事が900万円、それから機械導入費が600万円と定められております。

こうしたことから、上限額の合計1,500万円に対しまして、県費3分の1、市費6分の1の合計2分の1の750万円を助成するものでございます。

また、委託費につきましては、これに加えまして、本市のPR資材作成費としまして75万円を加えた、合計825万円を計上するものでございます。

それと、雇用の件でございますけれども、現在、地元農場長、プラス雇用1名で、今回の事業によりプラス1名というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう一度質疑しますが、今回この補助金を交付することによって、市長は、かなりな豊後高田にとっても宣伝効果があると言われましたけれども、今回、現在までにおいても、予想以上の、いわゆる事業ができたと思うんですけれども、だから拡張するというようなんですけれども、今回、拡充することによって、やっぱり市民にわかるように言えば、これだけ補助金を出しても、豊後高田市にはこういう効果があるんだということを、ひらくちで説明できたら説明してもらいたと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

先程市長からお話があったとおりでございますけれども、地元の雇用創出、それから空き鶏舎の有効活用、それから店舗につきましては、北は北海道、南は宮崎まで展開しております。

こういったところで豊後高田市のPR、こういったものが幅広くできているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（○18番（大石忠昭君） 議長、終わります。）

○議長（安達 隆君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第65号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） 「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を

含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、職員が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが地方交付税の役割であります。財政再建目標を達成するために、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすこととなります。

こうした状況を踏まえ、公共サービスに必要な財源確保のため、下記事項について国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 「大分県警察による別府地区労働福祉会館への隠しカメラ設置について、真相究明と再発防止を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

大分県9月定例議会で自民党、公明党、民進党の主要3会派が代表質問で取り上げた、大分県警別府署が参院選挙公示直前に野党統一候補を支援する団体事務所の敷地に無断で侵入、隠しカメラ2台を設置をして盗撮した事件、これは県民に衝撃を与えました。

松坂規生県警本部長は「警察に対する期待と信頼を大きく損なった。県民の皆さんに大変申し訳なく思う」と謝罪をし、「建造物侵入罪に該当する違法行為である上、必要性、相当性も認められない不適切な捜査」と述べられました。

しかしながら、違法捜査を生んだ政治的背景や県警の組織的な責任については、一切明らかにしない。真相が解明されていないし、再発防止の保障もない状況であり、ほかでも同じような盗撮をしたのではないかと、懸念の声も広がっております。

今回の事件は、特定政党の候補者を支援する団体の施設に出入りする不特定多数の市民が、警察から無差別かつ継続的に盗撮されたことであり、絶対に許される問題ではありません。

憲法が保障している政治活動の自由は、民主主義社会の土台となる権利であり、今回の隠しカメラ設

置は、憲法に保障された人権・肖像権・プライバシーの侵害として看過することのできない事件であります。大分県警は、今回の事件を別府警察署の不正捜査として終わらせるのではなくて、徹底して真相究明を行うとともに、このような行為が二度と行われないうための対策をとるよう強く求めたいので、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第3号及び意見書案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 自席でいいんですかね。

○議長（安達 隆君） お願いします。（「討論終わったんじゃないかね」と呼ぶ者あり）

○12番（河野徳久君） 討論の時に表決をするべきでしたが、討論が終結しているので取り下げます。済みません、どうも。

○議長（安達 隆君） ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第3号及び意見書案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。これをもちまして、平成28年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭